

指定給水装置工事事業者更新制度の 施行状況について

1 制度の概要

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者の指定に関して、事業者の実体との乖離の防止や資質の維持・向上を図ることを目的に、5年毎に指定の更新手続きが必要となりました。

事業者の更新期限は、政令により指定取得期間毎に定められ、今年度は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までに指定を取得した事業者が更新の対象となり、更新申請期限は令和2年9月29日までとされました。

2 指定給水装置工事事業者とは

水道事業者の給水区域（柏市水道事業であれば柏市）において、法令の基準を満たす給水装置工事を適正に行うことができると水道事業管理者が認めた事業者です（水道法第16条の2第1項及び柏市水道事業給水条例（以下「条例」）第11条）。

柏市内での給水装置工事は、柏市水道事業管理者の指定を受けた事業者のみ、行うことができます。

なお、平成10年4月施行の水道法改正により、それまで水道事業者ごとに異なっていた指定要件が全国的に統一されたため、今般の更新制度における指定取得期間の初日も、平成10年4月1日となっています。

3 条例改正（令和2年4月1日施行）

新たに、指定事務に係る1件当たりの手数料を設定しました。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 新規指定 | 1万5000円 |
| (2) 指定の更新 | 1万3000円 |
| (3) 指定証の再交付 | 3000円 |

4 今年度の指定更新の状況

- (1) 更新対象 105社（全541社中）
- (2) 申請受付 令和2年6月1日～令和2年9月29日
- (3) 更新 74社（31社は更新せず）

5 指定更新のスケジュール

年度	指定工事店更新予定件数					
	指定取得期間	初回更新までの有効期間(※)	市内	市外	合計	更新済
R2	H10.4.1～H11.3.31	R2.9.29	57	48	105	74
R3	H11.4.1～H15.3.31	R3.9.29	14	102	116	—
R4	H15.4.1～H19.3.31	R4.9.29	25	82	107	—
R5	H19.4.1～H25.3.31	R5.9.29	10	92	102	—
R6	H25.4.1～R 1.9.30	R6.9.29	12	82	94	—
R7-	R1.10.1～	(5年間有効)	5	12	17	—
合計			123	418	541	74

※ 令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者は、初回更新までの有効期間について経過措置が設けられています（水道法附則第3条及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第4条）。